令和８年度　福生市空き店舗活用補助金
募集要項

１　趣旨

商店街振興策として、市内の空き店舗を活用して新たに創業しようとする方に、出店に係る経費の一部を補助する事業です。

２　対象要件

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する方

（１）市内の空き店舗を活用し、新たに事業を営もうとする方、または市内で開業後１年未満であり、継続して事業を営む意志がある方
（２）許認可が必要な事業を開始しようとするときは、許認可を受けている方、または受ける見込みがある方
（３）市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていない方
（４）風営法における風俗営業に該当しない方

※空き店舗に該当するか不明な場合は、事前にシティセールス推進課までお問合せください。
※本事業は商店街振興を目的としておりますため、空き店舗活用補助金の申請にあたり、商工会や商栄会等への加入に関する意志確認を行います。

３　補助額

上限 50 万円　（コミュニティビジネス事業の場合は上限 60 万円）

４　申請におけるスケジュール

申請期間
令和８年 12 月７日（月）～令和９年２月 12 日（金）
↓
審査会（申請者本人の出席が必須となります）
令和９年３月 12 日(金)予定
↓
補助金交付・不交付決定の内示
令和９年３月下旬頃（令和９年４月１日付　交付決定予定）
↓
補助金請求書に基づき交付開始

※補助金については、交付決定日（令和９年４月１日予定）以降に要する経費が対象となります。

５　補助内容

市内の空き店舗を活用し、新たに事業を営もうとする方か市内で開業後１年未満の方のうち、審査会において選定された方に対し、家賃や初期経費の一部を補助します。

<table>
<tr><td colspan="2">家賃補助
（月払いのみ）</td><td>【補助金額】対象費用の２分の１以内
※ 上限額：月額４万 1,000 円
（コミュニティビジネス事業は月額５万円）
【対象費用】家賃
※ 敷金、礼金、駐車場、仲介手数料等の賃貸借契約に関する諸費用を除く
【対象期間】令和９年４月から令和 10 年３月まで
（12 か月以内）</td></tr>
<tr><td colspan="2">改装費等補助
（一括払いのみ）</td><td>【補助金額】対象費用の２分の１以内
※ 上限額：50 万円
（コミュニティビジネス事業は 60 万円）
【対象費用】開業に当たって必要な内装、外装、設備設置工事等の費用
【対象期間】交付決定日から令和 10 年３月 31 日までの間に、契約から支払いを行ったもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告費
（一括払いのみ）</td><td>【補助金額】対象費用の２分の１以内
※ 上限額：50 万円
（コミュニティビジネス事業は 60 万円）
【対象費用】広告・宣伝に要する費用
※ プロバイダとの契約料を除く
【対象期間】交付決定日から令和 10 年３月 31 日までの間に、契約から支払いを行ったもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">備品費等</td><td>一括払い</td><td>【補助金額】対象費用の２分の１以内
※ 上限額：50 万円
（コミュニティビジネス事業は 60 万円）
【対象費用】備品等の購入、修繕等に要する費用
※ 自動車に関する費用を除く
【対象期間】交付決定日から令和 10 年３月 31 日までの間に、契約から支払いを行ったもの</td></tr>
<tr><td>月払い</td><td>【補助金額】対象費用の２分の１以内
※ 上限額：月額４万 1,000 円
（コミュニティビジネス事業は月額５万円）
【対象費用】備品等のリース、修繕等に要する費用
※ 自動車に関する費用を除く
【対象期間】交付決定日から令和 10 年３月 31 日までの間に、契約から支払いを行ったもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記から複数を組み合わせる場合</td><td>補助金額の合計は 50 万円を限度とします。
（コミュニティビジネス事業は 60 万円）</td></tr>
</table>

６　募集件数

若干数

※ 応募事業について、審査基準に満たないと判断した場合は、選定無しとすることもあります。

７　提出方法

書類の提出はシティセールス推進課窓口（もくせい会館）での受付に限ります。
受付時間は、午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間とします。
ただし、申請期間のうち、土、日、祝日と、令和８年 12 月 29 日(火)から令和８年 12 月 31 日(木)の間は除きます。

【提出書類】

（１） 福生市空き店舗活用補助金交付申請書（別記様式第１号）

（２） 事業計画書（別紙１　※任意様式でも可）

（３） 収支計画書（別紙２　※任意様式でも可）

（４） 空き店舗の賃貸借契約書の写し

（５） 市内で開業していることが分かる書類（開業届、法人登記簿謄本等）

（６） 許認可書の写し（営業許可書等）
※ 許認可の取得が必要となる事業の場合

（７） 補助対象経費の根拠となる資料（見積書等）

（８） 市税（①市民税 ②法人市民税 ③固定資産税 ④都市計画税 ⑤軽自動車税 ⑥国民健康保険税）の納税証明書または非課税証明書
※ 申請者に係る全ての税目について提出していただきます。
（②は法人の場合のみ）
※ 令和８年１月１日以前からの市内在住者については提出不要です。

（９） その他市長が必要と認める書類

各項目には指定された必要事項を必ず記載してください。記載漏れ等提出書類に不備がある場合は、審査の対象から外れる場合があります。また、提出いただいた書類は返却しかねますので、あらかじめ御承知おきください。

【提出部数】　　１部

【提出先】

福生市役所生活環境部シティセールス推進課　産業活性化グループ
（住所　福生市本町 18 番地　もくせい会館１階）

８　審査方法等について

【審査方法】

学識経験を有する者等５名以内の委員をもって組織する「福生市空き店舗活用事業出店者選考審査会」を開催し、審査を行います。

※ 審査会の日程等については改めて連絡しますので、**必ず申請者本人の出席をお願いします。**

【審査基準】

（１） 当該事業の実施により地域の課題解決が図れるか。
（２） 顧客の絞込みやニーズへの対応ができるか。
（３） 顧客や周辺商店へ好ましい影響が期待できるか。
（４） 当該事業の実施店舗がどれだけの集客力があるか
（５） 事業の継続が見込めるか。
（６） 経営者としての資質や意欲があるか。
（７） 商工会及び商店街への加入等地域との連携に関すること。

以上の観点から、総合的な評価を行います。

※審査結果に関するお問合せにはお答えいたしかねます。

９　交付決定について

（１） 補助金交付の可否を決定したときは、福生市空き店舗活用補助金交付・不交付決定通知書により、当該申請者に速やかに通知します。

（２） 交付決定者には福生市空き店舗活用補助金対象事業報告書（別記様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出していただきます。

【共通】
ア. 開業届、法人登記簿謄本等（申請時に未提出の場合）
イ. 許認可書の写し（申請時に未提出の場合）

【改装費等補助の場合】
ア. 契約書の写し
イ. 費用明細書の写し（内訳書等）
ウ. 領収書の写し
エ. 補助対象の確認ができる写真（改装前・改装後）

【広告費補助】
ア. 費用明細書の写し（内訳書等）
イ. 領収書の写し
ウ. 制作物の現物または写し

【備品費等補助】
ア. 契約書の写し
イ. 費用明細書の写し（内訳書等）
ウ. 領収書の写し
エ. 補助対象設置後の写真

（３） 事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、福生市空き店舗活用補助金交付確定通知書により交付決定者に通知します。上記の通知を受けた交付決定者は、福生市空き店舗活用補助金請求書（別記様式第５号）に必要な書類を添えて、市長に提出していただきます。但し、家賃補助又は備品費等の月払を受けるときは、その都度当該月分について請求していただきます。

（４） 交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただく場合があります。
① 要綱の規定に違反したとき。
② 事業若しくは営業を停止し、又は廃止したとき。
③ ①及び②のほか、不正の行為があったと市長が認めたとき。

10 問合せ先

福生市役所　生活環境部　シティセールス推進課　産業活性化グループ
TEL：042-551-1699　　FAX：042-553-7500